

保税展示場の許可について

関税法第62条の7において準用する同法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和5年10月3日

大阪税関長 大内 聡

記

- 被許可者の住所及び名称
京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町229-2 第7長谷ビル2階
Art Collaboration Kyoto 実行委員会
- 保税展示場の名称及び所在地
Art Collaboration Kyoto
京都府京都市左京区岩倉大鷲町422番地
国立京都国際会館イベントホール、ニューホール
- 保税展示場の構造、棟数及び延べ面積
鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄筋コンクリート造)
2棟 6,079平方メートル
- 蔵置貨物の種類
「Art Collaboration Kyoto」において使用される美術作品
- 許可の期間
自 令和5年10月23日
至 令和5年10月31日